

岩国港「海の日」協賛会々則

昭和 45 年 6 月 29 日制定

平成 15 年 7 月 1 日一部改訂

(目的)

第 1 条 「海の日」及び「海の月間」の諸行事を通じ、広く市民等に海、海事並びに港湾の重要性を認識してもらおうと共に岩国港の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 名称を岩国港「海の日」協賛会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所は、岩国港湾福祉センター内に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「海の日」における記念式典他の行事等
- (2) 「海の月間」における海事思想の普及、宣伝に関する行事等
- (3) その他必要と認める行事等

(会員)

第 5 条 本会は、第 1 条の目的に賛同する者をもって会員とする。

(役員の数)

第 6 条 役員の数数は次の通りとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2 名

2 会長は、岩国市長とする。

3 副会長、理事及び監事は、会員の中から会長が指名する。

(役員の任期)

第 7 条 役員の前任期は、現に所属する団体の任期とし、再任を妨げない。

(役員の前務)

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その前務を代行する。

3 理事は、本会の前営に必要な事項の前定及び執行にあたり、その責に任ずる。

4 監事は、本会の前計を監査し、役員会において監査結果を報告する。

(役員会)

第9条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則に関すること。(但し軽微な案件は除く)
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項。

(役員会の構成)

第10条 役員会は、会長、副会長、理事並びに監事で構成する。

(役員会の招集)

第11条 役員会は、会長が必要と認めたとき又は、役員のお分の1以上から要求があつたとき、会長が招集する。

- 2 会長は、役員会を招集しようとするときは、役員会の1週間前までに議題、日時並びに場所を示した文書をもって、役員に通知しなければならない。

(役員会の議決)

第12条 役員会は、役員のお分の1以上の出席により成立し、会長を議長とする。

- 2 役員会の議事は、出席役員のお半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 役員は、役員会に出席できない理由が生じた場合は、代理人を出席させることができる。

(顧問)

第13条 本会に、顧問を置く。

顧問は、会長が委嘱する。

(幹事会の設置)

第14条 会長は、必要と認める場合には、幹事会を設置して特定の事項を審議させることができる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計)

第16条 本会の経理は、交付金、会員会費及び寄付金等をもって充てる。

(その他)

第17条 本会々則に定めるものの外は、役員会に諮り、会長がこれを定める。

附則 本会則は、平成15年7月1日から施行する。